

●香川県告示第252号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第51条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第51条第1項の規定により、次の指定介護機関から指定の辞退があった。

平成26年6月13日

香川県知事 浜 田 恵 造

辞退年月日	事業所（施設）の名称及び所在地	事業者（開設者）の名称及び主たる事務所の所在地	サービスの種類
平成26年3月31日	麻田総合病院 丸亀市津森町219番地	社会医療法人財団エム・アイ・ユー 丸亀市津森町219番地	訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防居宅療養管理指導